

第五号議案

オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に係る取扱要綱の制定について
 オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に係る取扱要綱を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に係る取扱要綱
 (趣旨)

第一条 この要綱は、大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号。以下「規則」という。）第二十条の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法（以下「オンライン」という。）による会議の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(オンライン会議への出席を認める場合)

第二条 参集による会議への出席を原則とする。

2 教育長は、委員が次に掲げる会議環境を確保できると認められるときは、当該委員のオンラインによる会議（以下「オンライン会議」という。）への出席（以下「オンライン出席」という。）を認めることができる。

(一) 映像及び音声を即時かつ双方向に送受信可能である情報端末、通信回線及びアプリケーションが準備されていること。

(二) 会議中、映像及び音声周囲の第三者が見聞きできないよう物理的に遮蔽された空間が確保されていること。

(オンライン出席の申出)

第三条 委員は、オンライン出席を希望する場合は、あらかじめ教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に申し出なければならない。

(オンライン出席の認定)

第四条 教育長は、委員がオンライン出席ができることを会議開始の前に確認し、当該委員の出席と認定する。

2 議事の途中でオンライン出席をした委員の通信が途絶え、それを復旧できない場合、教

育長は、当該委員を欠席とすることができる。

3 前項の規定により委員が欠席とされた場合は、教育長はその旨を宣告し、議事を進めることとする。この場合において、会議の定足数を満たさなくなるときは、当該議事及び以降の議事は行わない。

（オンライン会議の採決）

第五条 規則第十条第四項の規定により無記名の投票による採決を行う場合、オンライン出席をした委員は、事務局職員への伝達その他の投票者の匿名性が確保されると教育長が認める方法により投票を行うことができる。

2 前項の規定による投票において委員の投票の内容を知り得た者は、その内容を漏らしてはならない。

（議事録への記載）

第六条 委員がオンライン出席をした場合は、その旨を議事録に記載するものとする。

（教育長及び教育長から委任を受けた者のオンライン出席）

第七条 教育長又は規則第九条第一項に規定する教育長から委任を受けた者がオンライン出席する場合の取扱いは、委員のオンライン出席の例による。

（その他）

第八条 この要綱に定めるもののほか、オンライン会議の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

委員のオンライン出席を認める場合など、オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に關し必要な事項を定めたいので提案する。

オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に係る取扱要綱の概要

1 要綱の概要

この要綱は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインという。」）による大分県教育委員会会議の開催に関し必要な事項を定めるものである。

2 制定の理由

委員のオンライン出席を認める場合など、オンラインによる大分県教育委員会会議の開催に関し必要な事項を定めたいので提案するもの。

3 要綱の主な内容

- (1) オンライン出席を認める条件（第2条第2項）
 - ・ 映像及び音声を即時かつ双方向に送受信可能である情報端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）、通信回線及びアプリケーション（Z o o m等）が準備されていること。
 - ・ 会議中、映像及び音声周囲の第三者が見聞きできないよう物理的に遮蔽された空間が確保されていること。
- (2) オンライン出席の申出（第3条）

オンライン出席を希望する場合は、あらかじめ教育委員会事務局に申し出る。
- (3) オンライン出席の認定（第4条）
 - ・ 教育長が、委員がオンライン出席ができることを会議開始前に確認し、出席と認定。
 - ・ 議事の途中でオンライン出席した委員の通信が途絶え、それを復旧できない場合、教育長は当該委員を欠席とすることができる。
 - ・ 前項の規定により、委員が欠席とされた場合は、教育長はその旨を宣告。この場合において会議の定足数を満たさなくなった場合は、当該議事及び以降の議事は行わない。

4 施行期日

令和8年4月1日